

事務連絡
令和7年7月18日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会を通じて厚生労働省より「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱い」について周知依頼が参りました。今後は、郵送での受理通知がホームページへの掲載となります。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。



日 薬 業 発 第108号
令 和 7年 7月 4日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の
一部改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いにつきましては、令和6年3月6日付け日薬業発第470号にてお知らせしたところですが、今般、届出に関する手続きについて一部改正が行われたとのことです。

また、周知用資材も作成されており、1頁目が全国共通のもの、2頁以降が厚生局管内ごとのものとなっております（別添）。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

別添：周知資材

事務連絡
令和7年6月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

今般、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 から別添 4 までの新旧対照表のとおり改正し、本年 7 月 1 日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本年 7 月 1 日算定開始にかかる届出までは、従前のとおり提出者に対して受理番号を付して通知することとし、同 8 月 1 日算定開始にかかる届出以降について、本通知の取扱いとすることを申し添える。

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）（別添 1）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）（別添 2）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）（別添 3）
- ・「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号）（別添 4）

○ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第5号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）</u>に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付すこと。</u></p> <p>第3・第4 （略）</p>	<p>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u>なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付して通知すること。</u></p> <p>第3・第4 （略）</p>

別添 2

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第6号） 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u>に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>

令和7年7月から変わります

施設基準届出の受理状況は 関東信越厚生局ホームページで ご確認ください

- 令和7年8月算定分の届出から、受理通知の郵送によるご案内は行いません。

関東信越厚生局ホームページにて、最新の受理状況をご確認いただけます。

イメージ

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01,2345,7	●●クリニック	千代田区霞が関●●		医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第999999号 算定開始年月日:令和7年8月1日
01,8765,4	医療法人 ●●病院	千代田区霞が関●●	180	感染対策向上加算1 (感染対策1)第999号 算定開始年月日:令和7年8月1日 届出を行う加算:抗菌薬適正使用体制加算

施設基準名称・算定開始日をご確認ください。

(関東信越厚生局ホームページ)



関東信越厚生局 施設基準受理状況



ホームページが閲覧できない等、ご不明な点は指導監査課・各都県事務所にお問い合わせください。